

株式会社新潟ビルサービス
一般事業主行動計画

R5. 3. 31

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作る
ことによって就業継続、活躍できるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目 標 【次世代法】

①育児休業取得率、男女共に100%にする。(女性の100%は保ち
つつ、男性取得を100%)

【次世代法】

②両立指標（仕事と家庭の両立支援対策の進展や不足の評価）の介護
休業利用状況の得点を20点以上にする。

【次世代法・女性活躍推進】

③令和7年3月31日までに所定時間外労働を令和4年度（令和4年1
月1日～令和4年12月31日）と比較し、年間20%削減する。

【女性活躍推進】

④令和7年3月31日までに女性管理職割合を30%以上にする。

対 策 ①女性育児休業取得率100%に対し低取得率な男性を対象に「個別周
知・意向確認書」で育児休業制度について周知と意向確認を実施する。
特別休暇等を取得しやすい職場のサポート体制（休業者の業務カバー

の体制等)を整える(年1回総務部より育児休業について通達で周知)。

②介護休業の制度については利用者がなく、利用できるように改めて周知する。取得しやすい職場のサポート体制(休業者の業務カバーの体制等)を整える(年1回総務部より介護休業について通達で周知)。

③令和5年4月～ 毎月厳正な時間管理について徹底。各担当管理者が従業員の残業時間を把握し長時間外勤務者には具体的な指導を行う。

④令和5年4月～ 女性管理職候補者(主任・リーダー女性割合30%)を選定し管理職に必要な知識・スキルを研修により習得させる。